

航空機抵当法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機登録（抵当権等）
- ② 手続根拠 : 航空機抵当法第5条
- ③ 手続対象者 : 抵当権等を登録することができる権利者及び義務者
- ④ 提出時期 : 登録申請をしたとき
- ⑤ 提出方法 : 登録申請書を作成し、航空局総務課まで提出。
- ⑥ 手数料 : 登録免許税法により設定は債権額等の千分の三の登録免許税が必要となる。
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空局のホームページ参照 (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000726.html)
- ⑧ 申請書様式 : 航空局のホームページ参照 (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000726.html)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる航空局総務課航空機登録担当官にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
航空局総務課航空機登録担当官
03-5253-8111（内線48146）
- ② 受付時間 :
午前 9：30～12：00
午後 1：30～5：00
- ③ 相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空機抵当法第3条・第22条の2、航空機登録令第18条
- ② 標準処理期間 : 受付後7日間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による